

訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴うウェブサイト掲示

2024 年医療保険改定により、鶴見区医師会 訪問看護ステーションは、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師除く）が、オンライン資格確認より、利用者の診療情報や薬剤情報等を取得・活用して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。

これにより訪問看護医療情報活用加算として定められたが額を所定額に加算します。

(新)訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円/月

これに関する施設基準は以下の通りです。

1. 訪問看護診療費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令に規定する電子情報組織の使用による請求を行っている。
2. マイナンバーを用いたオンライン資格確認を行う体制を整えている。
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、および活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示している。

2026 年 5 月 1 日

鶴見区医師会 訪問看護ステーション
管理者 岡村 圭子